

軽自動車税の税額が改正されます

税制改正に伴い、平成28年度以降の軽自動車税が引き上げられます。

また、三輪及び四輪の軽自動車のうち、新車新規登録から13年を経過した車両に対して税額が通常より重くなる重課税と、排出ガス性能及び燃費性の優れた環境負荷の小さい車両については税額が軽くなるグリーン化特例（軽課）が適用されます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在を基準として課税されますので、使用していない車両がありましたら、お早めに廃車や名義変更の手続きを行ってください。

● 原動機付自転車、小型特殊自動車、バイク等の税額

車 種		税 額 (平成27年度まで)	税 額…改正後 (平成28年度以降)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車（250cc以下のバイク）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250ccより大きいバイク）		4,000円	6,000円

● 三輪・四輪の軽自動車の税額（平成28年度）

車 種		現行税額 (平成15年1月1日 から平成27年3月 31日までに新車新 規登録された車両)	新税額 (平成27年4月1日 以降に新車新規登 録された車両)	重課税額 (新車新規登録後13年を 経過した車両) …平成14年以前に新車 新規登録された車両
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

- 平成27年4月1日以降に新車新規登録された車両は新税額が適用されます。
- 平成28年以降の4月1日現在で、新車新規登録された年から13年を経過した車両は重課税額となります。
(例：平成28年度重課税については、新車新規登録が平成14年以前の車両が対象)

● 三輪・四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます (平成28年度)

平成28年度の課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両については、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

車 種			税額(年額)			
			標準税額 (新税額)	(ア) 約75%軽減	(イ) 約50%軽減	(ウ) 約25%軽減
三輪のもの			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車

(イ)乗 用：平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗 用：平成32年度燃費基準達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車

※ (イ)・(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



【お問い合わせ先】

税務課課税係

☎096-234-1112